

大蔵委員会議録 第二十二号

昭和三十三年三月二十日(木曜日)

午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 足鹿 覺君
理事大平 正芳君 理事黒金 泰美君
理事高見 三郎君 理事藤枝 泉介君
理事平岡忠次郎君

井出一太郎君 奥村又十郎君
川野 芳満君 吉川 久衛君
小泉 純也君 杉浦 武雄君
高瀬 傳君 竹内 俊吉君
内藤 友明君 長井 源君
南條 徳男君 古川 丈吉君
宮澤 胤勇君 山手 満男君
山本 勝市君 早稲田柳右エ門君
有馬 輝武君 井上 良二君
石野 久男君 石村 英雄君
神田 大作君 田万 廣文君
横銭 重吉君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尙登君

出席政府委員

大蔵政務次官 坊 秀男君
大蔵事務官 佐藤 一郎君
(主計局次長) 小熊 孝次君
大蔵事務官(主計局法規課長) 原 純夫君
(主税局長) 大蔵事務官 正示啓次郎君
(理財局長) 食糧庁長官 小倉 武一君

委員外の出席者

大蔵事務官(國稅庁間稅部長) 泉 美之松君
専門員 椎木 文也君

三月二十日

委員足立篤郎君、有馬英治君、遠藤三郎君、中山榮一君、平野三郎君、山手満男君及び阿部五郎君辭任につき、その補欠として早稲田柳右エ門君、宮澤胤勇君、長井源君、南條徳男君、小泉純也君、戸塚九一郎君及び神田大作君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員小泉純也君、戸塚九一郎君、長井源君、南條徳男君、宮澤胤勇君及び早稲田柳右エ門君辭任につき、その補欠として平野三郎君、山手満男君、遠藤三郎君、中山榮一君、有馬英治君及び足立篤郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月十九日

生命保険料の所得稅控除額引上げに關する請願外一件(南條徳男君紹介)(第二〇四七号)
同(永井勝次郎君紹介)(第二〇六八号)
同(田中正巳君紹介)(第二一一二号)
同(本名武君紹介)(第二二四五号)
旧國鉄共済組合年金改善に關する請願(保科善四郎君紹介)(第二〇四八号)

節句用飾物及び人形類の物品稅撤廃に關する請願(内藤友明君紹介)(第二一一三号)
サーカスの入場稅改正に關する請願(小西寅松君紹介)(第二三九号)

鋼鐵事務機等の免稅点引上げに關する請願(足鹿覺君紹介)(第二一四〇号)
コンパクト課稅最低限引上げに關する請願(足鹿覺君紹介)(第二一四一号)
双眼鏡及びケースに對する物品稅撤廃に關する請願(足鹿覺君紹介)(第二一四二号)

運動具に對する物品稅撤廃に關する請願(池田清志君紹介)(第二一四三号)
不渡防止對策に關する請願(河野密君紹介)(第二一四四号)
酒稅の保全及び酒類業組合等に關する法律の一部改正に關する請願(足鹿覺君紹介)(第二一八二二号)
の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件
所得稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
酒稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)
補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
食糧管理特別會計における資金の設置及びこれに充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出第一六号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)
厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)
相統稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

○足鹿委員長 これより會議を開きます。

補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案、食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別會計における資金の設置及びこれに充てるための一般會計から繰入金に關する法律案及び厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。井上良二君。

○井上委員 たいま議題となりました食糧管理特別會計法に資金を設ける法案に關連しまして、二、三質問を申し上げたいのですが、この法案によりまして、食糧特別會計の運営を健全化するために一般會計から百五十億円を繰り入れる、こういうことであります。それは、すでに三十二年度補正予算で処置をした、ところがこの法的根拠を法文化しなければならぬ重大な目的を、運営の健全化というようなきわめて抽象的なことでほかして、おまして、終戦前からずっと今日まで続けて参りました食糧管理特別會計が、今日まで特別の資金ヲク持たずに運営したのに、さほど大きな支障を見ておりません。ただ根本的には、私も予算

委員會、農林委員會、また本委員會等でたびたび議論いたしております通り、國は今日なおかつ食糧統制をいたしておるのであります。この食糧統制は、御存じの食糧法によりまして食糧の統制をやっておる、これは國の食糧政策としてやっておる。しかるにこれに關連する一般行政費というものは、ほとんど一般會計で負担をしておる。たとえ國民に年間安定した價格で配給をしなければならぬ義務を背負わされておる政府としましては、やはり出来秋をめぐらして、一時にこれを買ひ上げなければならぬ、そのために必要以上集荷費、倉敷、金利息、輸送費、こういうものが非常にかさまってきておる。これはもし自由競争、自由販売であります場合は、かようなものは非常に変つてくる。それは、ことごとく國の食糧政策、國民生活の安定向上の必要から起つてくる國の行政の一環としてやつておるにかかわらず、國が一般會計からこれらの経費の負担をしていないというところに、この食糧管理特別會計の運営の上に無理があるということを私は今まで指摘してきておる。この根本問題に對して何らメスを加えず、一般會計からその運営の不円滑な重要な要素になつておるものについての財政上の責任を負わず、これでもって、昨年から本年へかけて多少わが國の經濟に余裕ができて、財政上予想以上の自然増があつたからと、補正予算でもって、まだ決算もしてない三十二年度の赤字を目当て

に資金ワラクを設定する、かような全くその場の一人よがりの資金設定のこの法案は、もの本質をわきまえぬつけ焼餅的なもので、なかなか簡単にそうはいかぬ。だから、根本的にたゞいま質問をいたしておりますように、食糧管理を国の行政として行なっている以上は、当然一般会計から負担すべき財政上の責任がある。それを何も負担せられておられますか。これは大蔵大臣に聞かなければならぬとだけども、おらぬ。坊政務次官に御答弁願います。

○坊政務委員 井上委員の御指摘の通り、現在の食糧需給の関係から申しまして、食糧につきましては、統制の建前をとっておるわけでございます。従いまして、食糧行政上、食糧特別会計というものが設定されておりました。食糧の会計につきましては、食糧会計でやっておるわけでございますが、この食糧の会計におきまして、従前からの例といたしましては、常に赤字が出るというふうな傾向をたどってきておるんですが、何とかしてそういうことがないように、これを健全化していきたいというふうな建前から、今度食糧管理特別会計法を改正いたしました。そうしてこれらの会計の内容を健全化するために、今度の法律案でもって資金を繰り入れる、こういうふうに考えましてやりましたのが、今度の資金繰り入れの法案でございます。

○井上委員 これは、資金繰り入れの法案と違ふのです。あなたも大蔵次官をやっておいて、そんなことわかっておるだろう。これは、資金を設定する法案なんです。毎年々々出してくる資金繰り入れの法案と違ふのです。よろ

しいですか。だから問題は、何ゆえにここに資金設定の新しいかような制度を設けなければならぬか、その原因は、国の食糧行政として、国民経済の発展向上の上から必要だということ、食糧統制をやっておる。それなら当然国が食糧統制の行政費というものは負担すべきです。一度に買い上げればならぬために、自然に起る正常な経費というものは、当然これは国が一般会計から負担すべきだというのが、われわれの建前です。この建前が誤らぬかどうかというのをわれわれは聞いておる。われわれは誤らぬかと思つておる。それは一般会計で負担すべきだ、食糧会計でそんなむちやなことをすべきじゃない、そんなむちやなことをするから、運営が困難になって赤字が出てくるのです。それを私は聞いておる。私の言うことは間違つておるか、そこを聞いておる。

○坊政務委員 井上委員のおっしゃいますように、行政費等は、これは一般会計が負担すべきというふうな御議論も非常にありまして、まことにむづかしい問題ともいわれておりますが、しからばその行政費の中のどれだけが果して行政費か、そうして、この行政費の中のいかなる部分を一般会計において持つべきかどうかというふうなことにつきましては、農林、大蔵省におきまして非常に検討をしておるような過程にあるわけでございますが、そういうふうな点につきましては、一つ事務当局から詳細に説明させますから、御了承願います。

○井上委員 それは、事務当局の問題じゃない。計数その他の問題を聞いておるのじゃないのです。いわゆる食糧管理政策において、国の行政の上の責任を当然政府が持たなければならぬ、その行政費を負担してないということに問題がある。私が言うておる通り、年間一定価格で配給しなければならぬ責任が政府にある。一定量を配給しなければならぬ責任がある、そういうところから、出来秋を目標として、一度に供出、集荷をさせなければならぬという非常な無理が行われるのです。そのために、集荷費であるとか、集荷奨励費であるとか、あるいは早場米奨励金であるとか、あるいはまた保管料、これに伴う金利、輸送料といふものが余分にかかるのです。その余分にかかるものを食糧会計の中の損益決算に入れて、そこで赤字が出たからというので、全部食糧の大きな負担におつかふせて、毎年々々資金繰り入れの法案をこへ出してきておる、こういう形です。だから、この根本の問題を解決しなければいかぬじゃないかというの、わしの意見なのです。これは、事務的な問題とは違ふのです。政治的にこれをどうするかという問題です。だから、あなたの所見を聞いておる。あなた一人で答弁ができません。あなたと相談して答弁する方から答弁させるといふのは、筋道が違ふのじゃないか。

○小倉政府委員 ただいまお話の中に、出回り期における金利、倉敷という具体的な問題についてもございまして、その点に關連して、若干私どもの検討したところを申し上げます。御指摘がございましたように、食糧管理で、できるだけ出来秋に米を集荷すること、いろいろな措置を講じたこともございまして、また早場米奨励金等も、そういう意味での措置であるというふうな一面も持つております関係上、金利あるいは保管料という政府の負担になっている部分がある、間接統制制自由のときに比べれば格段に多いということは御指摘の通りでございます。しかしその自由な場合、あるいは間接統制制に比べまして、政府の負担になっている金利、倉敷は一般会計が負担すべきかどうかという問題になりますと、なお問題がございまして、申しますのは、これは簡単明瞭なこと、申し上げるほどのことでもないのですが、自由であるかと統制であるかと、米は一どきにできるわけでございまして、それを年間にわけてございまして、それを年間にわけてございまして、それを年間にわけて、その間の金利、倉敷については、生産者か、消費者か、中間業者か、それが負担をしておるといふわけであります。政府が一律的に負担しなければならぬということには必ずしもならないわけでございまして、従いまして、理屈上それは行政費であるといふふうに割り切るわけにはなかなか参らないかと思つてございまして、それから金利などにつきましても、なるほど金利もその間かかるわけでございまして、一般の金利に比べますと、政府の資金でやっておる関係上、特段に安い金利になっておるわけで、それが期間としては長うございまして、それが期間の間の金利は、いわば国庫余剰金との関係もございまして、低い金利になっておるもので、特に高い金利を消費者に

かけておるわけではないといったようなこともございまして、なかなか簡単に割り切るわけには参らないという点がございまして、今回金利、倉敷等についての一部につきましては政府負担というふうな、いまだ割り切れていないというのが現状でございます。その他の経費につきましても、一般会計か特別会計かという負担の問題については、論議になり得る、また当然論議すべき事項が、相当の金額のもので若干でございます。しかし、性格は違ひますけれども、今申し上げましたように、多少ずつ論議を変えれば、両論成り立ち得るようなものが実は多うございまして、どうも一律的に一般会計負担だといふふうな割り切るわけには参らないのでございまして。たとえば今運賃のお話も出ましたけれども、これは、だれがやっても運賃はかかるのでございまして、いろいろ御批判もございまして、自由なり間接統制の時代に比べますれば、計画的な輸送をやっておるのでありますから、むしろ運賃だけをとりますれば、おそれる二重輸送なり、交錯輸送なり、あるいは二重輸送なりといったことが非常に省かれておりますので、この点は合理化されておるにもかかわらず、なお運賃部分について政府負担すべきかどうかという点になりますと、やはりこれは問題がございまして、なかなか一般の納得し得るような線を引くことができないというのが現状でございます。それから申しまして、食糧管理のコスト全体を全部消費者が当然負担すべきだということを刻々にやっておりますことも、なかなか事実上困難でございます。特別会計全体として合理的

化に努めると同時に、やむを得ず出る赤字は、そのつど一般会計から繰り入れる、こういうようなことで処理する、これはおおむね従来をういういき方をしたわけでございますが、今回その間に調整資金というものを設けて、その間の関係を若干円滑にするというような工夫をこらして、今申しましたような、いろいろな見解の分れるところでございまして、そういうふうな措置が適当ではないか、こういうような判断をいたしたわけであります。

○井上委員 私から特にこの問題をやましく取り上げますのは、この食糧管理法の第一条、目的に「本法ハ国民食糧ノ確保及国民経済ノ安定ヲ図ル」ということが、原則的にはつきり打ち出されておる。このために、また国が今日までどれだけ食糧を確保して国民経済を安定向上してきたか、はかり知れぬ大きなものがある。そのゆえに、国もまた食糧の赤字は、そのつど一般会計から繰り入れ補正をしてきておるということがございしますが、だから問題は、昭和二十年以来毎年今日まで、ほとんど赤字が出ておるといわれておるし、今年も出ておる。かような赤字が累積しておりますのに、根本的な食糧管理をやっておる国の行政上の責任というものは、最終的に何ら責任を負うていないというところに、私は問題があると思う、それをやっておかないから、いや米価が高過ぎるの、消費者価格が安過ぎるのというところで、いつも問題がそこへしわ寄せされておる。どちらかが犠牲になって、いつも問題がしぼられてくるということに私はなりはせぬかと思う。そしてまた昭和二十年以来、資料によりますとほとんど

毎年というていいほど、特に昭和二十四年、二十五年、二十六年、この三年だけが損失でないだけで、あとはほとんど毎年損失になっておる。かような損失が累年続いてきておりますのに、この場合は、一向こういう資金設定の要求がされなかつた。すでに当時見返り資金の問題があり、その他それに類する資金設定の国家的ないろいろな資金需要の要求があつたわけでありませう。ところがその当時何ら食糧会計においては、さような資金需要の要求がなかつた、それを本年突如としてございませう、そのおもなる目的というものは一体何ですか、法文上われわれはそれは一体どう理解していいのですか、はなはだその設置の目的というものが明確でないということ、私は言わざるを得ない。しかも、先ほど大蔵政務次官の御答弁によると、何か赤字が毎年続くと、そこで今度こういう資金設定をいたして、食糧の経理運営を円滑にやりたい、こういうお話である。それなら、毎年一応一般会計から一般会計から所要の資金を繰り入れるといふ法律にすべきである。これは、この法案によると、臨時的な法案である。本年及び来年度の食糧の赤字を予想して、百五十億を限度とした資金設定というふうな、臨時的に解釈されるようなやり方をしておるのではありません。だから、本来の流れでいく支出を他の目的にやつていくとすると、資金設定の従来の意味と、今度のこの食糧の資金設定の意味というものは、三十二年、三十三年の赤字がこれだけ予想される、そして三十二年の自然増収がこれだけあるから、この自然

増収をもつてこれだけ今の間に埋めておこう、こういう手取早いでき心からやっておるにすぎない、そういうおいははつきりしておる。系統的にこの食糧に赤字が出るというのなら、毎年予算の許される範囲内において繰り入れていくというふうな法案を直すべきである。そうじゃありませんか、大蔵政務次官どうですか。

○坊政府委員 食糧の内容、あるいは食糧管理のやり方につきましては、御指摘の通りいろいろ改善もしていかなければならぬ点が多々あるであらうと思ひます。しかしながら本年にとりましては、食糧管理特別会計に赤字が出たならば、これを取りくずすというふうな目的をもつて、また食糧管理特別会計の内容の健全化と申しますか、そういう目的をもつて作られたものでございまして、将来のことにつきましても、食糧管理特別会計の内容、また一般会計の財政の状況といったようなものを考へまして、そうして適切な措置をとるといふことであらうと思ひます。

○井上委員 それは、はなはだ国会の審議をちよるまかすことおびただしい。と申しますのは、従来あなたの方からは、毎年この食糧の赤字補正については、食糧会計の資金に充てるために一般会計から繰入金をする法律で、この委員会の承認を得、本会議の承認を得て処置をしてきたのです。従来それで一向差しかえないのです。何でことしに限って、ことしと来年度の赤字を予想して、たとえばことし三十二年度に予想される赤字が九十六億二千八百万円、三十三年に予想される赤字が四十二億八千八百万円、大体この両方合せて百五十億という資金を限度に設定をしたような印象が強い。もしあなたが今説明されるように、本年及び来年度に若干の赤字が出るから、そこで資金設定をいたしましたということならば、これははなはだもつてけしからぬことで、食糧法附則第二項によれば、食糧の赤字の補てんは、原則として決算確定後、すなわち、七月三十一日に行われず決算確定後の主計簿締め切り後でなかつたらば、この赤字の補てんはできないことになつていゝ。そこでやむにやまれず、本年は金

が余るから、まだ確定はしないけれども、資金額を設定しておいてやろう、こういう御都合主義によつてやつたのじゃありませんか。それよりほかに考えようがないじゃありませんか。

○坊政府委員 御意見でございませうが、赤字を補てんするという目的のみこれを作つたものではありませぬ。詳しいことは事務局から答弁いたさせます。

○井上委員 そんなむちやなことはない。赤字を補てんする以外に、何を目的としてやつておるのですか。大蔵政務次官からそれを説明して下さい。

○坊政府委員 食糧特別会計の運轉資金を豊かにいたしました。そしてその内容を充実せしめるといふ目的で作つたのでございませうが、たまたま何と申しますか、赤字と見合うような金額になつたのであります。

○井上委員 この資金は、食糧会計の買入れ代金、売払代金の操作にこれを一時使うことになつては、もしもそういうことだつたら、ほかの方との関係がえらいことになつていきますよ。

○小倉政府委員 たいま政務次官からお答えがございましたように、資金は運轉資金という作用を営むわけでございませうから、必ずしも現金あるいはそれに準ずるものとして、そういうものとしてのみ保有しておるといふわけではございませぬ、それは食糧管理全般の資金繰りの一部として運用されるということに相なるわけでございます。

○井上委員 それですと、食糧特別会計は、本国会に対して食糧の特別会計予算というものを提出しておる、この予算との関係はどうなるのです。

○小倉政府委員 予算との関係と申さず、お尋ねの趣旨は必ずしも判明をいたしませんけれども、三十三年度の調整勘定をこらんになつていただきました。その中に資金という欄がございませう、その資金として、五十三億余りのものが貸方に載つておるわけでございますが、それは法律もございませう、百五十億のうち三十二年の損はこの資金を取りくずして調整ができるようになっておるわけで、そういう予定のもとに、取りくずすという前提のもとに、残額をここに計上いたしておるわけでありませう。資金というふうな費用はなつておりますが、これはもちろん現金でなくても差しつかえないものでございませう。

たのです。そうなると、どだいややこしいことになってくる。ですから、そんな説明をしたらえらいことになる。だから、われわれ法案を審議する者の最も常識的な、便宜的な関係から申しますならば、何とあなた方が抗弁をしようとも、これはやはり三十二年度の赤字九十六億二千八百万円、三十三年度赤字四十二億八千八百万円を大體めどにして資金設定がされたというのが、常識的な見方でありま

す。それを、いろいろつかれるとうるさいから、経営の健全化のために使います。こう抽象的に逃げるだけであつて、本質はそこにある。従つて、そういう赤字をめどにする資金設定ならば、例年本委員会に審査を求めて参ります通り、食糧会計の赤字補てんに一般会計から繰り入れをするというあの法律で十分間に合ふのです。これで米を買わなければならぬ。一方において食糧証券の発行限度がとめられ、あるいは食糧証券の需給がはなはだ円滑にいかないから、そこで一般会計から金を借りて、米を買い金にこれを使おう、また運賃、倉庫料、金利等の支払いにこれを充當いたします、こういう事態になつておるといふことならば、私もまた了解をいたします。しかし、業務勘定あるいは米麦等の買入れ勘定等を見ましても、別に一つ大きななにかない。従来と同じ經理のやり方を追うてきているにすぎない。そのなりやると、この百五十億というものがことさらに他の勘定費目に充當されていくとは考えられない。結局は、帳じりの足らぬところへ埋め合せしていく、そのやり方しかないじゃありませんか。そういうことなら、ことさら

こんな資金設定を必要としないし、もし資金設定を必要とするならば、毎年不足を生じることが予想されるこの特別会計においては、毎年一般会計から財政上の許す範囲をもつて繰り入れるといふことを法文に明らかにしておる必要がある。当然のことでありませぬ。それをせずにこんなふうにしたのでは、かえつて屋上屋を重ね、百五十億をもうすでに決算前に繰り入れるということになれば、この調整勘定といふものがいかに大ききつぱであるか、いかに大胆に計上されているか。初めから調整資金に所要の資金を与えて、その勘定をしてくれ、目当てる金はこへちやんと渡しておくから——そんなうまい經理をするところから——行つたつてありませんよ。そういうばかな特別会計なんていうものは、これはあまりにも納ふとんに抱かれていますよ。どうですか。

○小倉政府委員 だいたいまの食糧管理特別会計法その他これまでやつて参りました慣例等によりまして、食糧管理特別会計の損失の処理の仕方といつたしましては、お言葉にございましたように、特別会計法の附則の第二項によりまして、決算の確定を待つて填補することができるといふ規定がございます。これまでは、この規定によつて填補してきたこともございます。しかし、これだけでやつてきたわけではございませんので、お話にございましたように、決算確定を待たないで、見込みの損失を特別法を制定いたしましたして填補するといふ行き方もございました。この二通りでやつてきたわけでございます。

ところで決算上の損失を補てんするといふことでございますれば、予算上の措置だけで特別の法律は要らないわけでございますが、決算を待つてやるというところでございまして、その間相当時間を要するわけでございませぬ。お話のありましたように、七月末になりまして決算を大蔵省に提出するといふことに相なつておるのでございませぬから、少くともその時分でないで決算は確定しない。予算措置を講ずるとすればその後になります。たまたまその時分は、国会がないときが通例でございますので、そういたしますと、損が出た年の一二年近い期間を経た後に損の処理がやつてできることに相なりまして、そういう方法で処理する行き方では、必ずしも特別会計法といつたしましては健全なやり方ではないと思われらるわけでございます。のみならず、法律上の基礎があるからと申しまして、決算上の損だからと申しまして、安易に埋めていくといふこともいかにかと考へられる節がございます。そういうわけで、あの附則の規定も、必ずしもその損失填補の方法としての原則をうたつておられるわけではないように、規定の上からも見受けられるわけでありませぬ。従いまして、そういう規定に依存するよりは、できるだけ損が見込まれますればそれに見合う程度以上のものを資金としていただいております。それで、損が出た上で、その損を資金で処理できるというふうなき方には、特別会計といつたしまして、形の上では借入金の一部が減つて、この資金が使われるといふことになるわけでございます。

○足鹿委員 ほかには質疑はありませんか。——質疑がないようでありますから、四法律案に対する質疑はこれにて終了することといたします。次に、補助金等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入ります。横鏡重吉君。

ちに採決に入ることになります。採決いたします。三法案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○足鹿委員 御異議なしと認めます。よって三法案はいずれも原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に對しまして、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗読いたします。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に對する附帯決議

(案)

食糧管理特別会計に調整資金を設置する趣旨は、同会計の赤字を食糧証券の増発によって泳ぐことを避け、同会計の運営の健全化を図らうとするにあるものであるから、今後とも同会計に調整資金を超過する赤字を生ずる事態が予見されるようなどときには、財政事情の許す限り、あらかじめ一般会計からの同資金への繰入等必要な措置を講じ、調整資金設置の趣旨を没却することのないよう政府において十分善処せられたい。

右決議する。

以上であります。

本附帯決議案を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○足鹿委員 御異議なしと認めます。よって附帯決議を付することに決しました。

なおこの際お諮りいたします。ただいま可決いたしました四法律案に對する委員会報告書の作成並びに提出等の

手続につきましては、委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○足鹿委員 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○足鹿委員 次に、所得税法等の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び相続税法の一部を改正する法律案の五法律案を議題とし、質疑を続行いたします。横鏡重吉君。

○横鏡委員 時間がないうですから、ごく簡単に質問いたします。

今、東京証券界に起つておる東洋精糖の株を横井産業が買ひ占めて、この結果取引の停止状態が起つておることについて、理財局長はこれを知つておるか、この点お尋ねいたします。

○正示政府委員 たいま御指摘の東京証券取引所におきまして東洋精糖の株の取引状況につきましては、私どもも重大な関心を持ちましてこれを重視いたしております。まず御質問につきまして、私は承知いたしまして、重大な関心を示しておる次第であります。

○横鏡委員 現在取引停止になつておる状況は、横井産業がこれを買ひ占めて、その結果売手の方に実株がないため、ここに取引停止になつておるのだめ、大体これは、現在の取引所の運営が、大体これは、現在の取引所の運営からいくと、合法的なものである、こういうふうに思ふのであるが、一応この横井産業のやつておるやり方というものは、従来の証券界に對して、非常な禍根を残すようなやり方をしておる

のであり、いわゆる証券界のギャングとか、この背景をなす人をさして強盗慶太とか、こういうような非情な言葉をもつていわれるのは、通常の行為ではなくて、非常に悪化する手段をもつてこの点を行つたところ、こういうような批評が出るのであります。しかしこれを言つておるのと自體、合法的なのか非合法的なのかという点については、局長はどういう見解を持つておられますか。

○正示政府委員 たいま御指摘の東洋精糖の株式の取引状況であります。取引停止というふうな御発言でございますが、これは、非常に異常な状態にございまして、証券取引所におきましては、これに對する対策を適時打つております。私どもは、先ほど申し上げましたように重大な関心を持っておりますが、どこまでもこれは特定の一つの会社の株式でございまして、これが取引を正常化するということにつきましては、あくまでも証券取引所におきまして自主的にこれを解決すべきものと心得まして、その成り行きについて注視をいたしておるという次第でございます。

なお今日行われております行為が、いろいろな法令の見地からいって適法であるかどうかというふうな点につきましては、私どももいたしまして、目下のところ、これは一応法律のうちに於いて行われておる、かように考へておる次第であります。

○横鏡委員 横井産業が東洋精糖の株を、私の知る限りでは百三十万株買ひ占めておる。しかもここに売手と買手との関係に立つて、横井産業がこれを買つて、金を積んで、株の要求をして

おる。そのことから、逆に売手が目歩を払わなければならぬ。そこで、一日の目歩が五十銭という高利を払つておる。最近、これは少し話し合ひがついて、十銭に下げたと聞いておるのであります。ところが、ともかくこの五十銭もの高利日歩を払つた結果が、五月初旬までに大体三千万円という巨額な利得を横井産業はするということに伝えられておるのであります。これは、今局長の言う通りの、一応現在の法律のワラの中においては合法的であるというように認めざるを得ない。その合法的な中においてかかる事態が起つておるといふことは、まさに異常な事態であるし、なかなか問題の大きいことと思つておる。ただいま私の言ひましたような点は、やはり事実であるかどうか。

○正示政府委員 大体御指摘のような事実につきましては、われわれも承知をいたしておるのであります。ただ正確にその取引に伴う利益がどこに帰属したかというふうな点につきましては、私どもも直接調査をいたしておるわけではございませんので、その点につきましては、一応の推察でお答えを申し上げます。

御指摘のように東洋精糖の株につきまして、売方、買方との出合ひが一致いたしませんために、売方が高い逆日歩を負担して参りましたことは、御指摘の通りでございます。そこでこの点につきましては、最近、すなわち三月十七日でありまして、取引所におきましてこの日歩の歩合、レートにつきまして検討を加えた結果、従来の五十銭ということが適當ではない、これは三

月十七日から十銭に引き下げるべきであるということ判断いたしました。従つて、従来取引関係におきまして買方が相当の利益を得ておつたような事態は、これによつて是正されていくような形になつております。

○横鏡委員 この問題の解決に當つて、東洋精糖の方の対策として伝えられるところは、三億からの資本金を十億程度に増資をして、増資によつて横井産業からの重役の割り込みを逃げよう、こういうふうに聞くのであります。そこで、その内容に立ち至る必要はないのであります。問題は、増資によつて今日受けておるところの被害者、これが一切問題が解決がつく方法で増資が行われるかどうかということにあると思つておる。増資をしたとしても、これが市場に形だけを出して、実際には縁故割当といふますか、こういうふうな方法で行なつた場合には、現在問題となつております関係者の損害というものは、私は解消しないだらうと思つておる。私に解決がつかないと思つておる。増資をめぐつて解決がつかないと思つておられるかどうか。

○正示政府委員 先ほども申し上げましたように、この事案につきましては、いわば業界の内部におきまして特定の子会社の取引の問題でございます。あくまでも業界が自主的にこれを解決していくことを、われわれは期待いたしております。ただ今横鏡委員が御指摘の増資の話、増資の計画等につきましても、われわれもこれを聞いております。伝えられるところによりまして、お話のように、大体十億円見

だ、その他一般管理費の引上げだといふことでは、せつかく減税を期待して、減税されたら少しでも安い酒が飲めるということに淡い希望を持っており、ます一般消費者大衆を、裏切ることはなほほしいことになり、ますから、業者側が主張いたします原料高による製品安ということであるならば、それは別途に業者代表、あるいは学識経験者、または消費者代表を加えました総合的な原価計算算定の特別委員会でも作りまして、ここで十分消費者の納得する合理的な価格を算定すべき機関を設けるべきである。そういうことをしないで、いきなりそれをやる場合には、何も国会の承認を得ないでも、いいから、あるいは法律的な措置は要らないから、国税長官が大蔵大臣か知りませんが、行政措置で勝手に値段を上げたり下げたりする、そういうことをされたのでは、たまたまものではございません。これは、原価計算のいろいろな検討の結果、さような結論を出しておるので、この際、私はただいま申し上げます通り、業者側の主張を全然無視するわけではございませんが、いろいろ疑問の点が多いのでありますから、合理的に国民一般が納得するところに新しい酒の価格をきめるためには、メーカー、学識経験者、消費者代表をもつて価格設定の委員会を作られたらどうかと思ひますが、大蔵大臣は、どうお考えになりますか。

○一萬田国務大臣 酒の製造者の方の価格、いわゆる生産者価格の決定につきましては、今お話のような点は、従来もそうでありまして、今回は特に十分検討を加えて、単にメーカーがいろいろなことを訴えるからといって、

それを無批判に取り上げるといふことは毛頭ありません。そういうような訴えがあればあるほど、製造業者の実際のいろいろな客観的条件を十分見きわめて、合理的に価格決定をいたすつもりでありまして、その点も、事務当局に厳しく申し渡ししてあります。

〔委員長退席、藤枝委員長代理着席〕

ただいまそういうふうなことのたに、消費者とか、またその他酒の生産価格をきめるのにもつと知識のある人々で委員会を作つてやたらどうかという御提案であります。これも、私は一つの案と思ひますが、今までの実績に徴しますと、どうもなかなか意見が一致しないような点もありません。で、そういう点については、とくと研究してみたい、かように考へておられます。

○井上委員 現在までの清酒、合成酒及びしょうちゆう、ビール等の各酒類の生産販売価格、こういうものは、一体どういう機関で検討されてきめられておりますか。

それから、私が資料として要求して、ただいま提出せられておりますこの原価計算の資料は、いかなる根拠によつて出されたのですか。と申しますのは、これは、業者側の意見を十分聞いたのじやない、最も妥当とするところを検討して作つたのだ、こういうふうな何うのであります。それなら、この提出された数字というものは、一体どういう機関の議を経て、どういふ方の意見、資料を中心にして計算の結果、かような数字になつたというのであります。これを明確にされたい。これは、年間約二千億近い膨大な主税

源になつておりますから、一兆円の税収のうちの実に二割を占めておるのでありますから、われわれ国民としては、相当大きな負担になつておるので、簡単に見のがしては大へんですよ、大蔵大臣。

それから特に申し上げておきますが、私は何がゆゑにこの問題をやかましく取り上げておるか申しますと、とかく世間はうるそうございまして、たとえばしょうちゆうで、今度五円方メーカー側に肩がわりを認めてやる、減税のうちから五円方認める。合成酒では、三円方認めるということがいわれておる。それで、この総石数——本年しょうちゆうの生産石数百四十五万六千石ですか、これにかりに五円掛けました場合、百四十五万六千石が、今度五円方実に入りがよくなりますね。そのうち何割かを今度の選挙資金に献金するといふようなことがうわさされておる。そういうことがうわさされるだけでも、私ども不愉快でならぬですよ。また業者にとつても、はなはだ迷惑であると思ふ。ですから、この際私は、減税はあくまですなおにそのまま国民のふところに入るようにしてやること、大蔵大臣としては一番必要である。原価計算その他でどうしても上げてやらなければならぬのなら、それは別の機会に、別個に国民を納得させる資料をそろえて価格改訂をやつたらいい、私は別個にやつていただきたい。その点は、特に強調しておきたいと思ひます。従つて、私が今伺つておりますのは、これらの価格形成を積み上げてきましたのは、検討された機関は、どういふ機関でやられておるのか。それから、この私どもの委員会に

お出しになりました資料は、いかなる検討の結果お出しになつたか、これを御答弁願ひたい。

○一萬田国務大臣 今の御質問のうちで、たとえば政治資金云々というふうな、そういうことがあるようなこと、私は、私は毛頭考へておりませんが、しかし、御趣旨の点については、こもつともと思ひます。

この酒類の価格決定の手續につきましては、今主税局長から詳しく申し上げさせることにいたします。

○原純政府委員 酒類のマル公は、物価統制令に基きまして、大蔵省告示で指定をいたしております。ちなみにその基礎——お手元に差し上げました資料にも、毎年例が出ておりますが、基礎は何かということでありまして、これは、毎年々々こまかい実態調査をするといふわけには参りませんので、ある時期に相当大がかりな調査をいたしまして、それをもとにしてその後の変動を加えていく。もちろん変動を加える際にいろいろな方面からのサイド・チェックをやるというふうなことにいたしております。今のは、たしか二十七酒造年度ですから、二十七年十月から二十八年九月までの年度であります。この年度に相当詳しい調べをいたしました。その後毎年補完的な調査と、それから当時からいろいろな価格構成諸要素の値上り、値下り、たとえば燃料であれば、燃料が何%上つた、下つた、労賃はどうだ、というふうなことを調整いたしました。この改訂を行つておきます、もちろんこの改訂につきましては、少しでも動けば動かすといふことをするわけにも参

りませんので、ある程度の違いが出て参つた場合に、上げたり下げたりするといふことになつておるわけでありませぬ。

な。これが決定につきましているいろいろな委員会、あるいは各方面の意見を聞くことももちろん必要で、私どもあらゆる機会にそれはできるだけ努めてやつておるつもりであります。率直に申しまして、生産者は生産者で、なるべく高く売らせてくれ、卸は卸で、卸のマージン率をふやしてほしい、特に戦時中卸、小売のマージンは相当きつ、縛つてあつたといふようなこともあります。昔のマージン率に戻してくれといふような要求が、卸小売から特に強く出ております。それから基礎的な条件を、やはり統制的な時代から自由な時代にだんだんなつてくるにつれて、ある程度調整をする、つまりマージン率は、非常にきついつい時代よりも若干ずつは上げてきてはおります。そういうことはいたしてはおりますが、二十八年の基礎数字に毎年調整を加えて、かつ各業界、あるいは消費者の声というふうなものいろいろ考へて、政府としての判断で最後はきめる。きめる機関は、御案内の通り、主として国税庁が作業をいたしまして、主税局長もこの告示に載せませぬ関係で、それに協力して検討を加えておるという状態でございます。

○井上委員 そうすると、それは主税局なり国税庁の間税部の方において必要な資料を集めて、大体前年度のいろいろな条件と比較対照して、机上的に数字でゆわえて、それで、本年はこれよりよからう、多少原料費は上げてやらなければならぬといふようなこと

手つとり早い嗜好品として、このビールが最も愛用されるのであります。そういうゆえんから、このビールを何とかしてもっと引き下げる必要があるのではないかと。そういう意味合いで、私の方の党からは、御承知の通りビールの税制改正の案を出しておるのであります。私どもは、現在、三十二年の政府のビールの醸造の実績を調べてみますと、三百四万石、それが本年度は三百二十万石、約十六万石の増を見込んでおります。この調子で、もし私どもが主張いたします通り、ビール一本の中身価格百円という最も大衆が買いやすい価格に引き下げますと、私どもの計算によりますと、ざっと三百七十万石くらい売れ行きが自然に伸びる、こういう計算を実は立てておるのであります。そうしますと、それだけ売れ行き増になりますから、従って、減税をいたしましても、直接今年度の予算に減収となつて現われてこない、こういう計算を立てておるのであります。そういう見当から、いま一応政府当局では、都市の働く大衆の夏期に多く愛用されるこのビールを、何とか他の清酒、しょうちゆう、合成酒と同様の取扱いを何で一体していただけないのか、もうそんな余地は考えてないのか。もし考えてないとするならば、米年度の税制改正の場合に、この問題について、政府の方に十分検討する余地があるのかないのか、この二点について、一つ大蔵大臣から明快な御答弁を求めたいと思つております。

○一萬田國務大臣 ビールを今回の減税の対象として、そうして今のお話のように、その値段を下げるということ、これは、私は一応やはりむろん考えら

れることで、そのこと自体に必ずしも不賛成ではないのであります。しかし、今回の税制改革は、主として、これはいろいろ異なる見方がありますが、低額所得者のたしむ酒類、こういうことに限定したいと思つております。ビールも低額所得者がむろん飲むのであります。が、これは、何さま販路も広くあり、各層の人が嗜好する、こういうふうな関係もありますので、今回は減税の対象からはずしたのであります。しかし、今お説のように、熱心な御意見もありますので、米年度の間接税等の全般の検討を加える際におきましては、私は特に取り上げて検討を加えたい、かように考えています。

○藤枝委員長代理 次会は米たる二十五日午前十時三十分より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

〔参照〕

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）に関する報告書

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五号）に関する報告書

食糧管理特別会計における資金の設置及びこれに充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出第一六号）に関する報告書
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案（内閣提出第八二号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年三月二十五日印刷

昭和三十三年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局